

資料4(5) 最近の道州制に関する主な答申等の比較

	第28次地方制度調査会	道州制ビジョン懇談会	全国知事会
	道州制のあり方に関する答申(H18. 2)	中間報告(H20. 3)	道州制に関する基本的考え方(H25. 1)
道州制の目的	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①市町村合併の進展等による影響、②県の区域を越える広域行政課題の増大、③地方分権改革の確かな担い手の必要性など社会情勢の変化による都道府県制度の検討の必要 ○ 広域自治体のあり方を見直すことによって、国と地方双方の政府を再構築し、国の役割を本来果たすべきものに重点化し、内政に関しては広く地方公共団体が担うことを基本とする新しい政府像を確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民一人ひとりが自助の精神をもち、地域の政治・行政に主体的に参加し、みずからの創意と工夫と責任で地域の特性に応じた地域づくりを行える統治体制(地域政府)の創設 ○ 受益者と負担者と決定者の距離が近くなる地域主権型道州制は、地域のニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政と責任ある財政運営が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道州制は地方分権を推進するためのもの ○ 国と地方の役割分担を抜本的に見直すことにより、中央省庁の解体再編を含め中央政府を見直すもの
道州の数、区割りの決め方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 数都道府県を合わせた広域的な単位を基本(9・11・13道州の3例を例示) ○ 国は、予定区域を示し、都道府県が提出する変更案等を尊重して区域に関する法律案を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律により全国をいくつかのブロックに区分 ○ 各地域の移行後も、区域の修正を柔軟に行うべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国と地方双方のあり方の検討を踏まえて議論されるべきものであり、枠組の議論ばかり先行させるのではなく、地理的・歴史的・文化的条件や地方の意見を十分勘案して決定
府県の廃止、旧府県域の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の都道府県に代えて道又は州を置き、地方公共団体は、道州及び市町村の二層制 ○ 都道府県の名称や区域が、各種の社会経済活動において引き続き利用されることが考えられるため、都道府県であった区域について、一定の位置付けを与えることも検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、道州、基礎自治体という新しい構造に転換 ○ 都道府県の組織の継承によって、古いしがらみを残してはならない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道州は都道府県に代わる広域自治体とし、地方自治体は道州と市町村の二層制
国から道州への権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在国(特に各府省の地方支分部局)が実施している事務は、国が本来果たすべき役割に係るものを除き、できる限り道州に移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国の役割の多くを道州へ ○ 国の役割は、国際社会における国家の存立及び国境管理、国家戦略の策定、国家的基盤の維持・整備、全国的に統一すべき基準の制定に限定 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在国が担っている事務については、外交、防衛、司法など、国が本来果たすべき役割に重点化し、内政に関する事務は、基本的に地方
道州の事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「圏域を単位とする主要な社会資本形成の計画及び実施」、「広域的な見地から行うべき環境の保全及び管理」、「人や企業の活動圏や経済圏に応じた地域経済政策及び雇用政策」などの広域事務や「高度な技術や専門性が求められ、また行政対象の散在性の認められる事務」等 ○ 現在の都道府県の事務は大幅に市町村に移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基礎自治体の範囲を越えた広域にわたる行政、道州の事務に関する規格基準の設定、区域内の基礎自治体の財政格差の調整を実施 ○ 都道府県の役割の多くを基礎自治体へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 広域自治体として市町村の区域を越える広域的な事務や高度な技術や専門性が必要な事務等 ○ 都道府県が担ってきた事務は可能な限り市町村に移管
市町村の合併	—	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村合併によって住民と行政の距離が遠くなるような場合は、地域自治区や地域協議会にいつその工夫を加えて、地域住民がアクセスしやすい機関を各地域に必要な数だけつくるなど、その地域の特性に対応した柔軟な制度を設計 	—
税財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国からの事務移譲に伴う財政需要の増加について適切な税源移譲を行うことに加え、偏在度の低い税目を中心とした地方税を充実 ○ 地方税中心の財政構造を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 権限に見合った財源を確保できるよう税制の抜本的な見直しを行い、基礎自治体や道州にも偏在制が小さく、安定性を備えた新たな税体系を構築 ○ 税目並びに税率等を独自に決定し、みずから財源を確保できるよう課税自主権を付与 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方が担う役割に見合った地方税収を確保するため、税体系を抜本的に再構築し、地方の課税自主権を強化 ○ 可能な限り偏在制が少なく、安定性を備えた地方税体系を構築
財政調整制度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各道州や市町村における税源と財政需要に応じ、適切な財政調整制度を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ すべての道州及び基礎自治体が財政的に完全に自立することは困難であるため、財政調整が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の地方交付税を地方の固有財源として明確に法的に位置付け、その総額や配分方法について、国と地方において決定する仕組みの導入を検討 ○ 道州間で主体的に財政調整を行う水平的な調整の仕組みの併用も検討
議決機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道州の議会議員は、直接選挙 ○ 議員の選挙制度について、選挙区を設ける方式のほか、比例代表制を採用することも検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道州の議会議員は、直接選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道州の議会議員は、どのような制度がふさわしいか(道州単位の比例代表選挙、道州内をいくつかの選挙区に分割した選挙区選挙等)
執行機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道州の長は、直接選挙 ○ 長の多選禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道州の首長は、直接選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道州の首長の選出は、どのような方法がふさわしいか(住民の直接選挙、議会において選出等)